認定等申請手数料(增改築)

1戸あたり(円)

	認定申請(5条)						+ th / th - To 4 NV
住棟の総戸数		松阪市がすべて審査する場合		確認書・性能評価書を添付		決定	地位承継
(戸)		5条1・2項・5項	5条3項•4項	5条1・2項・5項	5条3項・4項	(9条)	(10条)
戸建住宅		76,400	71,900	20,300	15,800	8,000	3,000
共同住宅等	1 ~ 5	36,000	34,500	7,400	5,900	2,600	1,000
	6 ~ 10	28,800	27,600	6,100	5,000	2,000	800
	11 ~ 25	22,700	21,800	4,100	3,200	1,400	400
	26 ~ 50	20,400	19,800	3,300	2,700	1,000	400
	51 ~ 100	17,500	17,100	2,500	2,100	700	300
	101 ~ 200	16,200	15,800	2,100	1,800	600	200
	201 ~ 300	15,400	15,100	1,800	1,500	500	200
	301 ~	14,200	13,900	1,500	1,200	400	100

		変更認定申請(8条)							
住棟の総戸数			確認書・性能評価書を添付						
(戸)		(5条1・2項・5項⇒)		(5条3項•4項⇒)		(5条1・2項・5項⇒)	(5条3項・4項⇒)		
		構造等	構造等以外	構造等	構造等以外	構造等	構造等		
戸建住宅		38,700	10,700	36,400	8,400	10,700	8,400		
共同住宅等	1 ~ 5	18,100	3,800	17,300	3,000	3,800	3,000		
	6 ~ 10	14,400	3,100	13,800	2,500	3,100	2,500		
	11 ~ 25	11,400	2,000	10,900	1,600	2,000	1,600		
	26 ~ 50	10,200	1,600	9,900	1,300	1,600	1,300		
	51 ~ 100	8,700	1,200	8,500	1,000	1,200	1,000		
	101 ~ 200	8,100	1,000	7,900	900	1,000	900		
	201 ~ 300	7,700	900	7,500	700	900	700		
	301 ~	7,100	700	6,900	600	700	600		

- ※「確認書」は、品確法第6条の2第3項に規定する、登録住宅性能評価機関が発行するものです。
- ※「性能評価書」は、品確法第6条の2第4項の規定に基づき、登録住宅性能評価機関が発行したもので、 長期優良住宅普及促進法第6条の基準に適合したものに限ります。
- ※「建築確認申請」を併願する場合は、確認申請手数料相当額を加算した金額が手数料となります。